

## 枝幸町保育教諭修学資金貸付条例

### (目的)

第1条 この条例は、保育教諭として枝幸町に勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け、もって優秀な保育教諭の育成と確保を図り、子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の充実に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育教諭 幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。

(2) 保育教諭養成施設等（以下「養成施設等」という。） 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 保育教諭の資格を在学中に取得することができる児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設であって、通信制によるものを除くもの（幼稚園の教諭の普通免許状の取得についてのみ、在籍する指定養成施設と提携する学校教育法に規定する学校及び専門学校の通信教育課程での併修を認めるものとする。）

イ 保育教諭の資格を在学中に取得することができる学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び専門学校であって、通信制によるものを除くもの

### (修学資金の貸付けの対象)

第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、養成施設等において修学中の者で、枝幸町に勤務を希望する者のうち、町長が適当と認めた者とする。ただし、貸付けが認められた者であっても、枝幸町において、既に保育教諭の充足が得られている等の条件によっては、枝幸町への勤務を保障するものではない。

### (修学資金の貸付期間及び貸付額等)

第4条 修学資金の貸付期間は、養成施設等の標準修業年限内とし、貸付額は、月額10万円以内とし、貸付限度額を240万円とする。ただし、年度の途中に貸付けの申請があった場合は、当該年度の始期に遡って貸し付けることができる。

2 修学資金は、無利子とする。

### (貸付けの申請及び決定)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、保証人2人を定めて連署の上、規則の定めるところにより町長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、町長は、貸付けの可否及び貸付金額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

### (保証人)

第6条 保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 保証人が欠けたとき又は破産その他の事情により、その適正を失ったときは、新たな保証人を定めて連署の上、町長に届け出なければならない。

### (修学資金の貸付けの取消し等)

第7条 修学資金の貸付けの決定を受けた者（修学資金の貸付けを受けた者を含む。以下「貸付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、貸付けの決定を取り消し、又は貸付けを停止するものとする。

- (1) 養成施設等を退学したとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 負傷、疾病等のため修学が困難と認められるとき。
- (4) 不品行等により修学資金の貸付けを受ける者として適当でないと認められるとき。
- (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 貸付決定者が、休学したときは、その期間中修学資金の貸付けを休止する。

(届出)

第8条 貸付決定者又は保証人は、次条の規定により償還を免除されるときまでの間に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 貸付決定者又は保証人の住所若しくは氏名に変更が生じたとき。
- (2) 貸付決定者が、休学、復学、転学又は退学したとき。
- (3) 貸付決定者が、勤務場所を変更し、又は勤務しなくなったとき。

(修学資金の償還の免除)

第9条 町長は、貸付決定者が、養成施設等を卒業後、1年以内に保育教諭として枝幸町に勤務し、その後の期間が4年に達したときは、規則の定めるところにより修学資金の償還を免除する。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、卒業後3年を限度に保育教諭として枝幸町に勤務する年を延長することができるものとする。

3 町長は、貸付決定者が第1項に定める期間の2分の1以上の期間、保育教諭として枝幸町に勤務したときは、規則で定めるところにより貸付金の償還の一部を免除することができる。

(修学資金の償還)

第10条 貸付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する事由が生じた日から3月以内に規則で定めるところにより貸付金を償還しなければならない。

- (1) 養成施設等を卒業後、前条第2項の規定による場合を除き、1年以内に保育教諭として枝幸町に勤務していないとき。
- (2) 第7条の規定により貸付金の決定を取り消されたとき。
- (3) 前条第1項に定める期間内において、当該業務に勤務しなくなったとき。

2 前項の規定にかかわらず、枝幸町の事情により採用できない場合及び町長が特別な事情があると認められた場合には、償還の開始を3年を限度に延長し、又は償還期間を10年を限度に変更することができる。

(違約金)

第11条 前条の規定により貸付金を償還すべき者が、その償還期限までに償還金の全部又は一部を支払わなかった場合は、その未納額につき年14.5パーセントの割合をもって償還期限の翌日から支払の日までの日数によって計算した違約金を徴収する。ただし、町長は、特別の事情があると認めるときは、その違約金を免除することができる。

(償還金の減免)

第12条 貸付決定者が、次の各号のいずれかに該当し、町長が適当と認めた場合は、その償還方法を変更し、又は償還金の全部若しくは一部を減免することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 重度心身障害の状態にあると認められるに至ったとき。

(3) 心身の故障により、長期の休養を要するに至ったとき。

(4) 災害その他特別の事由により償還が困難と認められるとき。

(現況届出)

第13条 貸付決定者は、その貸付けを受けている期間において、毎年5月（貸付開始年度の翌年度から）に町長が必要と認めた書類を添えて町長に対し現況届出を提出しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。